

その他の事項

- 1 公売は現況有姿により行うものであるため、現況、権利関係、関係公簿等を確認した上で公売に参加してください。
- 2 公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び、入札に参加することはできません。
矢掛町暴力団排除条例第2条の規定に基づく暴力団、暴力団員、暴力団員等は、公売に係る換価財産の買受人になることはできません。
なお、公売等により決定した最高価申込者若しくは次順位買受申込者は、矢掛町暴力団排除条例第2条の規定に基づく暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当しないこと等を誓約書に署名押印した書面の提出を要します。また、それらの者が法人の場合は、誓約書と併せて法人の役員一覧に役職名、役員の氏名、性別及び生年月日を記入し、署名押印した書面の提出を要します。
- 3 公売保証金の提供は、現金または金融機関振出の小切手（岡山手形交換所管内の銀行等が振出したもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないもの。なお、小切手で納付する場合は、所定の手数料を要します。）に限ります。
公売保証金の納付期限は、平成31年3月5日午後2時55分までです。なお、公売保証金の納付期限までに公売保証金を納付しなかった場合（公売保証金の納付期限までに納付できなかった場合も含む。）は、公売財産の入札等を行うことはできません。
- 4 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。
- 5 公売日当日に公売会場内で配布された所定の入札書により、入札を行う公売財産の売却区分番号ごとに入札してください。それ以外の入札書を用いて入札した場合は無効として取扱います。
- 6 入札者は、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることはできません。また、同一人が同一の公売財産について2枚以上の入札書を提出した場合は、いずれの入札書も無効なものとなります。
- 7 入札価額を訂正した入札書は無効として取扱います。
- 8 見積価額以上の入札者等のうち、最高の価額による入札者等を最高価申込者として決定し、その入札価額をもって売却決定を行います。
- 9 最高価額の入札者が複数あるときは、開札の日に、開札に引き続いてそれらの者による追加入札を行います。追加入札は、期日入札による方法により行います。追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。追加入札該当者が追加入札時間中に追加入札を行わなかった場合、または追加入札の価額が当初の入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。
- 10 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。次順位買受申込者に該当する入札者が2名以上あり、これらの者から次順位による買受けの申込みがある場合は、くじにより次順位買受申込者を決定します。また、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。
- 11 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
- 12 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。
- 13 岡山市市町村税整理組合は、公売財産について、隠れた瑕疵（かし）があっても、担保責任を負いません。
- 14 公売財産の権利移転について登記（登録）を要することから、買受代金納付後、速やかに岡山市市町村税整理組合管理者に対し、所有権移転登記（登録）を請求するとともに、権利移転に伴う費用（登録免許税額に相当する印紙又は領収証書（登録免許税法第23条）若しくは自動車検査登録印紙等、登記識別情報通知等の郵送料等）を後記16の期日までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続きを行う必要のあるもの及び関係機関の許可、承認を受ける必要のあるものも下記16の期日までに完了してく

ださい。

- 15 公売財産が滞納者等に保管されているときは、岡山市町村税整理組合が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ってください。この場合、売却決定通知書の交付により、岡山市町村税整理組合から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払いを求められることがあります。
- 16 前記14については、別途交付する「所有権移転登記請求書」又は「所有権移転登録請求書」と共に平成31年3月12日までに提出してください。
- 17 危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の全額を納付したときです。ただし、登録、承認、許可等が権利移転の効力要件とされている財産については、それぞれ登録、承認、許可等のあったときに危険負担が買受人に移転します。買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担も買受人が負うことになり、公売財産に隠れた瑕疵があった場合も同様となります。また、買受人は、公売財産の返品、交換及び買受代金（公売保証金を含みます。）の返還を求めることもできません。
- 18 土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。
- 19 岡山市町村税整理組合は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。
- 20 土地上の残置物や不動産内の動産等の処理については、その所有者と協議してください。（動産等は公売の対象外です。）
- 21 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的調査は行っておりません。
- 22 代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。
- 23 数人が共同して入札する場合は、入札に先立って共同入札手続等に関する代表者及び各人の持分を定め、共同入札代表者の届出書兼持分内訳書を作成し、公売保証金提供（納付）の際に提出してください。
- 24 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等、登記識別情報通知の郵送料等）は、買受人の負担となります。
- 25 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 26 公売公告の内容は、岡山市町村税整理組合でその写しを閲覧することができます。
- 27 公売財産に関わる図面・地図・写真等は、次の場所で閲覧することができます。
閲覧場所1 岡山市北区今二丁目2番1号 岡山市町村振興センター内
岡山市町村税整理組合
閲覧場所2 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地 矢掛町役場 町民課
- 28 掲載している図面は、現況と異なる場合は現況を優先する。
- 29 名称、数量等は登記簿の表示によります。
- 30 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得する。
ただし、次に掲げる公売財産については、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効力は生じない。
(1)農地等については、都道府県知事又は農業委員会の許可若しくは届出の受理
(2)その他の法令等の規定により許可又は登録を要するものは、関係機関の許可又は登録
- 31 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。
- 32 公売を中止することがあります。

そ
の
他
の
事
項